

枚方市教育振興基本計画

平成 28 年（2016 年） 6 月

令和 2 年（2020 年） 9 月 [計画見直し]

令和 7 年（2025 年） 1 月 [計画見直し]

枚方市教育委員会

はじめに

枚方市教育委員会では、このたび平成 28 年（2016 年）6 月に策定した、「枚方市教育振興基本計画」について 2 回目の見直しを行いました。

枚方市教育振興基本計画は、教育基本法に基づき、第 5 次枚方市総合計画を上位計画とし、市長が定める枚方市教育大綱を踏まえ、枚方市の教育のめざすべきものについて、平成 28 年度（2016 年度）から令和 9 年度（2027 年度）までの中長期的な目標を設定し、目標を実現するための基本的な方向性を示すものとして策定しているものです。

社会の多様化が進む中、障害の有無や年齢、文化的・言語的背景、家庭環境などに関わらず、誰一人取り残されることなく個人と社会のウェルビーイングを実現していくためには、子どもたちの教育においても一人ひとりの学びを充実させる個別最適な学びや他者を理解し協力して課題解決につなげる協働的な学びの推進によって、主体的・対話的で深い学びの実現が不可欠と考えています。枚方市教育委員会では、これらの学びが速やかに実現されるよう、教育環境の整備や地域団体・企業との連携、専門員の配置、様々な体験の提供など、新しい時代を見据えた教育の充実に取り組んでいるところです。

また、予測困難な時代においても、令和 6 年（2024 年）3 月に策定した新たな「枚方市教育大綱」等を踏まえつつ、引き続き本計画に基づき、教育を取り巻く様々な課題に的確に対応していくことで、すべての子どもたちの未来をひらき、これからの社会の担い手、そして創り手となれるよう教育の更なる充実と発展に全力で取り組んでいきます。

最後に、本計画の見直しにあたり、貴重なご意見をいただきました皆様に厚く御礼申し上げますとともに、今後も引き続き、枚方の子どもたちのため、本市教育行政の推進に、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和 7 年（2025 年）1 月

枚 方 市 教 育 委 員 会
教 育 長 谷 元 紀 之

目 次

第1章 教育振興基本計画の策定にあたって

- ① 計画策定の趣旨 1
- ② 計画の位置づけ 1
- ③ 計画期間 2

第2章 教育を取り巻く現状及び枚方市のこれまでの取り組みと課題

- ① 教育を取り巻く現状 3
- ② 枚方市における教育の主な取り組みと課題 7

第3章 枚方市の教育がめざすもの

- ① 枚方市の教育がめざすもの 17
- ② 教育目標 18

第4章 めざすべき教育を実現するために

- ① 基本方策 19
- ② 重点的に進める取り組み 20
 - (1) 社会を生き抜く力の育成 20
 - (2) 豊かな心と健全な体の育成 20
 - (3) 誰一人取り残されない教育の実現 21
 - (4) 豊かな学びを支える学校園づくり 21
 - (5) 遊びや学びの充実 21
- ③ 10の基本方策に基づく取り組み 21.
 - 基本方策1 確かな学力と自立を育む教育の充実 22
 - 基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実 23
 - 基本方策3 教職員の資質と指導力の向上 24

基本方策 4	「ともに学び、ともに育つ」教育の充実	25
基本方策 5	幼児教育の充実	26
基本方策 6	社会に開かれた学校づくりの推進	26
基本方策 7	学びのセーフティネットの構築	27
基本方策 8	学びを支える教育環境の充実	28
基本方策 9	生涯学習の推進と図書館の充実	29
基本方策 10	文化・スポーツなどの生涯を豊かにする体験活動の充実	30

4	計画の推進	32
(1)	計画の推進方法	32
(2)	進行管理及び公表	32

参考

枚方市教育振興基本計画策定の経過（平成 27～28 年度）	33
枚方市教育振興基本計画見直しの経過（令和 2 年度）	33
同上（令和 6 年度）	34
用語解説	35

第1章 教育振興基本計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

急速に進展する少子高齢化やグローバル化、核家族化やコミュニケーションの希薄化による家庭や地域での教育力の低下、ICT（情報通信技術）の発達による高度情報化等、社会を取り巻く状況が大きく変化し、教育をめぐる課題も、経済的格差の拡大や、いじめや不登校への対応、体罰等の不祥事防止などますます複雑・多様化しています。

平成18年12月に教育基本法が改正され、時代に即した教育理念が示されるとともに、国に対しては、教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「教育振興基本計画」）を策定する義務が、また、地方公共団体に対しては、地域の実情に応じてこれを策定する努力義務が規定されました。

本市においては、教育振興基本計画に替わるものとして、平成21年度に枚方市教育委員会教育目標を策定し、この目標に基づいて、体系的かつ総合的に教育行政を展開してきました。

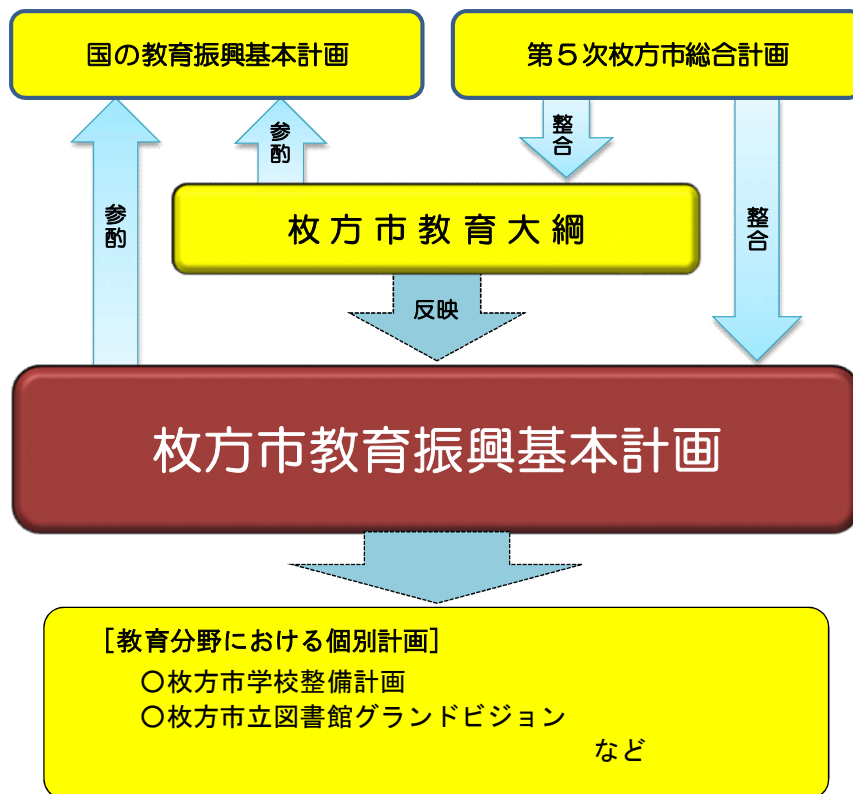
しかしながら、今日の社会状況において教育の果たす役割の重要性が一段と高まってきていること、また、平成26年4月からの中核市への移行に伴い本市の教育課題等を踏まえた独自の教職員研修の実施が可能になったこと、さらに地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化等を図ることを目的とした教育委員会制度改革が行われたことを契機として、本市において教育基本法に基づく教育振興基本計画を策定することとしました。

教育振興基本計画は、第5次枚方市総合計画を上位計画として、市長が定める枚方市教育大綱を踏まえ、本市教育のめざすべきものについて、中長期的な目標を設定し、目標を実現するための取り組みの基本的な方向性を明らかにするものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく、教育振興基本計画（枚方市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画）として位置づけます。

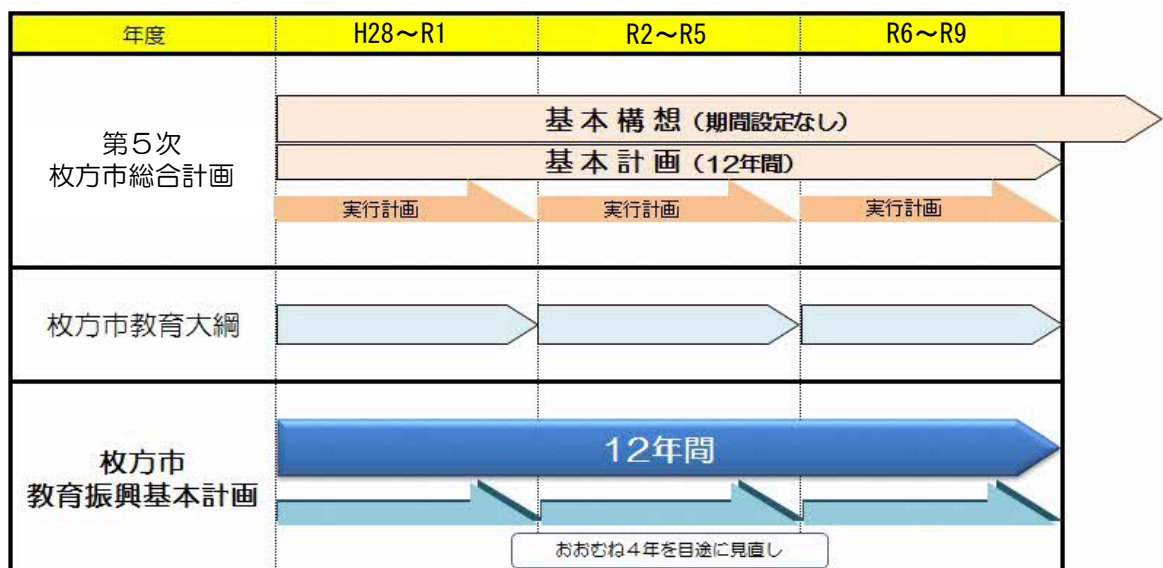
(計画の体系)



3 計画期間

本計画は、平成28年度から令和9年度までの12年間を計画期間とします。
また、平成28年度からおおむね4年を目途に組みの検証・評価を行い、見直しを行うものとします。

なお、国の教育に関する施策の変更等、社会状況に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて本計画を改訂します。



第2章 教育を取り巻く現状及び枚方市のこれまでの取り組みと課題

1 教育を取り巻く現状

① グローバル化する社会の持続的な発展

将来の予測が困難な VUCA*と言われる時代の中で、個人と社会のウェルビーイング*を実現していくためには、社会の持続的な発展に向けて学び続けるとともに、地球規模の諸課題を自らに関わる課題と捉え、持続可能な開発のための目標（SDGs*）の実現を意識し、日本や外国の言語、文化を理解しながら世界で活躍するリーダー人材の育成が求められています。

また、地域の具体的な課題など実社会における課題解決型学習*（PBL:Project Based Learning）やキャリア教育*、主権者教育*など、様々な活動を通じて主体的に社会の形成に参画する態度を育成していくことが必要です。

本市においても、「主体的・対話的で深い学び*」の視点から、課題解決型学習などの子ども主体の学習活動を重要視しており、総合的な学習の時間等を使って、SDGsの達成に向けた企業との連携や身近な地域課題の解消などをテーマに社会とのつながりを意識した課題解決の検討などに取り組んでいます。自ら考える基盤となる知識の習得と探究力の鍛錬を組み合わせ、グローバルな視点をもって課題に対応できる人材の育成に取り組むことが必要です。

② 誰一人取り残されない共生社会の実現に向けた教育の推進

近年、いじめ重大事態や学校での暴力行為の発生件数や、不登校児童・生徒数は全国的にも増加傾向にあり、さらに、産休・育休取得者や特別支援学級の増加等を要因とする教員不足が喫緊の課題となっています。また、児童虐待、子どもの貧困、ヤングケアラー*など、多様化・複雑化する子どもの抱える困難に対応するとともに、障害のある子どもや医療的ケア児などへのサポート、外国にルーツを持つ子ども、性的マイノリティ、特定分野に特異な才能のある児童・生徒への理解など、それぞれの子どもの応じたきめ細やかで多様な対応が求められています。

本市においても、各児童・生徒の状況やニーズに合わせた「個別最適な学び*と協働的な学びの一体的充実」を重視し、あらゆる子どもたちが公正・公平に学びと向き合える環境づくりを進めています。誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向け、一人ひとりが自分の良さを認識し、他者を価値のある存在として尊重できるよう多様性を理解するための教育をさ

らに推進することが必要です。

③ 共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

生涯学習は、一人ひとりが豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて学び続けるものであり、これを推進するためには、年齢に関わらず学びの機会を提供する社会教育が重要となります。社会教育は地域住民がともに学ぶものであり、子どもや若者、高齢者など世代を超えた交流により形成された地域コミュニティの基盤の上で、地域や社会へ貢献する、また地域の担い手となる人を尊重できる社会がめざされるべきであり、そのためにも社会教育が果たす役割は大きいと言えます。

本市においては、社会教育は生涯学習の一翼を担うものと位置付けられており、長寿化が進展する人生 100 年時代においては、様々な年代の市民が生涯にわたり自らに必要な知識や能力を身に付け、一人ひとりの生活を豊かにし、地域や社会の問題解決のための活動に資するよう各種講座の充実などに取り組むことが求められています。

あわせて、豊かな文化・芸術に触れることができる機会や、まちへの愛着を育むため、歴史・文化などに触れる機会の提供、生涯にわたり健やかに暮らすための運動習慣を確立できる環境づくりなど、市全体で生涯学習を推進していく必要があります。

④ 教育デジタルトランスフォーメーション（D X）の進展

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、生命及び世界経済に深刻な打撃を与えました。これまで当たり前であった日常生活に大きな変化を及ぼす一方で、世界全体にデジタル化の飛躍的進展をもたらしました。教育分野においても、感染拡大当初は I C T の活用が十分ではなく、デジタル化への対応の遅れが浮き彫りとなりましたが、これを契機として、G I G A スクール構想*による 1 人 1 台端末の早期の実現や、遠隔授業・ビデオ会議システムを活用した教育が進展し、学びの変容がもたらされました。

また、生成 A I *やロボットの発達、メタバース*空間などの先端技術が一層進展し、それらの活用を前提とした I C T 環境の整備が加速しています。教育の分野においても、I C T を活用することが特別なことではなく「日常化」するなど、デジタル化をさらに推進することが不可欠となっています。

本市においては、1 人 1 台端末を学校での授業やコミュニケーションツールとして積極的に使用するだけでなく、いつでもどこでもインターネットにつながるモバイル通信の利点を生かして、課外活動や家庭学習など場所にとらわれ

ない自由な活用を推進しています。その結果、本市の1人1台端末の活用率は全国平均より高い水準となっています。今後も、新たな時代を見据え、情報活用能力と、それを生かし仲間と協働し、課題解決につなげる力の育成に取り組んでいきます。

⑤ いじめの防止・早期解決に向けた対応

国において平成29年に「いじめの防止等のための基本的な方針」が改訂され、いじめの定義の解釈の明確化や、学校基本方針に基づく対応の徹底、組織的な対応の必要性のほか、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー*等の専門家や警察等の関係機関との連携、解消に至るまでの被害者への支援継続の徹底等の対応が示されました。同時に策定された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」は令和6年8月に改訂され、重大事態案件が増加する昨今の状況に合わせて、事案の未然防止や弁護士会等との平時からの連携、申し立てがあった際の学校や関係者の対応の明確化など、いじめ問題への取り組みがより一層強化されました。

本市では、令和5年度に教育委員会に「いじめ対策係」を設置し、専門職を含めた人員を増強することで、いじめ防止対策の強化を図るとともに、生じたいじめ事案に対して第三者的な立場から調査するため、「枚方市学校いじめ重大事態調査委員会」を設置しました。また、市長部局には「枚方市いじめ相談窓口」が設置され、いじめを市全体の問題として捉え、いじめ防止対策に取り組む体制が整備されました。加えて、「枚方市いじめ問題対策連絡協議会」を定期的に開催し、平時から関係団体間の連携強化やいじめ防止対策を検討するなど、一丸となっていじめ対策に取り組んでいます。

⑥ 不登校児童・生徒への支援

不登校児童・生徒への支援については、児童・生徒の社会的自立に向けた様々な取り組みが行われている中、不登校児童・生徒数は依然高い水準で推移していることから、令和5年3月に国が取りまとめた「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」に基づき、不登校児童・生徒の教育機会の確保や、相談体制の充実などの対策を推進していくことが重要です。

また、令和6年8月の法令改正により、不登校児童・生徒が教育支援センターや自宅等で行った学習の成果を成績に反映できることが明文化されるなど、不登校児童・生徒の努力の成果が適切に評価される体制整備が進んでいます。

今後は、不登校児童・生徒の状況を適切に把握するとともに、児童・生徒が

自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することをめざした多様な支援を通して、学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童・生徒を確実に支援につなげられるよう体制の整備を進める必要があります。

本市においても、1人1台端末やSNS相談等を活用し、児童・生徒の健康状況や気持ちの変化の早期発見に努め、早期支援につなげる仕組みを構築しています。不登校状態にある児童・生徒に対しては、校内教育支援ルームや教育支援センター「ルポ」で教育相談や学習支援を行っているほか、民間事業者と連携した居場所づくり、メタバース空間の活用など、児童・生徒の社会的自立につながる取り組みを進めています。

⑦ 子どもの貧困問題への対応

子どもの貧困が社会問題となる中、国においては、令和5年4月に制定された「こども基本法」に基づき、子ども施策を総合的に推進するため、「子供の貧困対策に関する大綱」等の3大綱を一元化した「こども大綱」が令和5年12月に閣議決定されました。貧困の背景には様々な社会的要因があることを踏まえつつ、子どもや若者の今とこれからの最善の利益を図るとともに、すべての子どもや若者が生まれ育った環境によって左右されることなく、一人ひとりが心身ともに健やかに成長でき、夢や希望を持つことができるよう、子どもの貧困対策を総合的に推進し、全ての子ども・若者が身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現をめざしています。

本市においても、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく市町村計画として位置付ける「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画」など、既存の各法令に基づく3計画を一体化した「(仮称)枚方市こども計画」の策定に向けて市長部局において取り組まれており、引き続き、経済的な負担軽減や、学習支援、相談支援などの施策を教育委員会としても連携して推進していくとともに、教育と福祉の連携や、地域や関係機関等との連携により、支援を必要とする家庭をより早期に把握し、家庭や子どもが置かれている状況に応じた適切な支援につなげていく必要があります。

2 枚方市における教育の主な取り組みと課題

本計画の令和2年9月の見直し以降、これまでに進めてきた主な取り組みと課題について、「基本方策」ごとに、以下のとおりまとめました。

<基本方策1 確かな学力と自立を育む教育の充実>

【これまでの主な取り組み】

各中学校区に配置した小中一貫・学力向上推進コーディネーターを中心に、校内組織体制の充実を図るとともに、授業改善やICTの有効活用、少人数指導等により学力向上の取り組みを推進しました。これらの取り組みにより、令和6年度全国学力・学習状況調査*の平均正答率は、小学校、中学校ともに全国平均を上回りました。

全市立小・中学校に日本人英語教育指導助手、外国人英語教育指導助手を、また、市独自で小学校に英語専科教員を配置する等、外国語指導体制の強化を図るとともに、英語の4技能5領域（「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やりとり）」「話すこと（発表）」「書くこと」）をバランスよく育成するため、授業改善に取り組みました。また、関西外国語大学と連携し、留学生と交流等をする「枚方英語村」を開催するなど、英語を使った体験的な活動を通して、より実践的な英語力を育みました。

児童・生徒の学習意欲を高め、基礎学力の向上を図るため、各小・中学校において授業外での学習をサポートする放課後自習教室を開室しました。

ICTの活用については、1人1台端末を授業内外で積極的に活用するとともに、学校教育における情報化を推進するための意見聴取会を設置し、外部専門家や市立小中学校教職員からの意見を取り入れ、より良い授業づくりをめざしました。

また、研修計画や「枚方版ICT教育モデル」に基づく研修の実施やICT活用実践事例の共有等、教職員のICT活用指導力向上に向けた取り組みを行うことにより、ICT利活用を進めました。

小学校における少人数指導については、子どもたちへのきめ細かな指導による教育効果を高めるため、本市独自の支援学級在籍児童を含めた少人数学級編制（第1学年から第4学年までは35人、第5・第6学年は40人）を実施しました。

また、学校司書を市立全19中学校区へ配置するとともに、小学校にも順次配置し、学校図書館の環境整備及び有効活用等に取り組むとともに、様々な読書への動機づけ活動として、朝読書や校内ビブリオバトル*を実施するなど、読書活動の充実を図りました。

【主な課題】

- ・ より良い学びにつながる授業改善及び校内研究組織体制の強化
- ・ 実践的な体験活動を通じた英語によるコミュニケーション能力の育成
- ・ 情報活用能力のさらなる育成等に向けた、1人1台端末の活用推進
- ・ 読書習慣の定着に向けての動機づけへの取り組みの推進

＜基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実＞

【これまでの主な取り組み】

自他の生命を尊重し、子どもたちが豊かな人間性を身に付けることができるよう、学校園において人権教育を適切に位置付け、校園長を中心に組織的に人権教育を進めるため、講演会や実践報告会等、様々な研究を通して推進を図りました。

健全な身体の育成に向け、児童の泳力向上を主な目的に、小学校における水泳授業について、民間施設や民間の専門スタッフを活用した取り組みを進めました。

中学校部活動については、部活動の活性化と充実を図るとともに、顧問教員が生徒指導や授業研究等の時間を確保するため、外部人材の指導協力者の派遣を行いました。また、地域連携・地域移行に関しては、「枚方市中学校部活動の在り方懇話会」での意見聴取や児童生徒アンケートの結果等を踏まえ、令和5年度には大学との連携による地域部活動を試行的に実施しました。

安全・安心でおいしい学校給食提供のため、野菜類を中心に地元農産物の利用推進を図りました。また、食物アレルギー対応について、国・府のガイドラインに基づいたアレルギー対応にかかる運用の徹底を図り、ヒヤリハット・事故報告の蓄積による再発防止等の観点を踏まえ、「学校園におけるアレルギー疾患対応の手引き」を、よりの確で迅速な対応ができるよう改訂しました。

また、中学校における全員給食に向けて、令和4年12月に「今後の中学校給食に関する方針」を策定し、可能性調査により、本方針の有効性を検証した上で最適な事業手法を確定しました。さらに、子育て世帯の負担軽減策として、令和6年2学期より、小学校給食の無償化を実施しました。

全学校園で学年等に応じて、内科、歯科、眼科、耳鼻科検診等を実施したほか、専門的な立場から児童・生徒の支援を行うため、学校園医による健康相談や、学校薬剤師による空気、飲料水等の検査を行うとともに、幼稚園・小学校では、歯科衛生士によるブラッシング指導などに取り組みしました。

また、豊かな心の育成として、文化財に関する情報発信に取り組んだほか、野外活動センターでの学校キャンプなど、自然を生かした野外活動、体験活動

に取り組みました。

【主な課題】

- ・人権教育に係る研修会等に対する参加ニーズの高まりへの対応と授業への反映
- ・外国籍の子どもや保護者等に対する日本語習得等の学習機会の提供
- ・子どもたちの健康の保持・増進と体力向上のため、運動に親しみ実践する意欲の向上
- ・子どもたちの豊かな心を育むため、社会との関わりを通じた文化・芸術等に親しむ機会の拡大
- ・水泳授業民間活用の推進
- ・今後の中学校部活動の在り方についての検討
- ・中学校全員給食に向けた施設整備

＜基本方策３ 教職員の資質と指導力の向上＞

【これまでの主な取り組み】

『学び続ける教職員』を育成し、枚方市の子どもたちの『生きる力』をはぐくむ」をテーマに、毎年度設定する重点項目に基づき各種研修を実施し、教職員の資質・指導力の向上を図りました。また、教育推進プランナー等（学校教育に関して高い見識や経験を有する校長経験者等）を中心に、経験年数の少ない教職員の育成や学校訪問などにより校内研究・校内研修の支援に取り組みました。

枚方市が取り組む教育の発信と今後の方向性について市民と共有する場として「GIGAフェス」を実施しました。

児童・生徒の確かな学力を育むため、豊かな人間性と高い専門性を有する優れた教員を養成する授業の達人養成講座を実施しました。研修では、外部講師による講演・演習や研究授業・実践報告等を行い、新学習指導要領*についての理解を深め、今求められている授業像を明確にし、実践に生かしました。

【主な課題】

- ・教職員の世代交代が進む中、経験知の継承や教職員一人ひとりの資質と指導力の向上
- ・学習指導要領の改訂を踏まえた教育課題や個別最適・協働的な学びの一体的な充実に向けた授業づくり研修の実施
- ・教職員が児童・生徒一人ひとりに適切な支援を行うために、教育データを分析する力の育成に向けた研修の実施
- ・教職員の業務量を適切に管理した上で、授業改善のための時間や子どもたち

と向き合う時間の確保

＜基本方策4 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実＞

【これまでの主な取り組み】

障害の有無にかかわらず、全ての子どもたちが「ともに学び、ともに育つ」教育の推進に向けて、一人ひとりの自立に向けた効果的な指導、支援の充実に努めました。通常の学級に在籍する発達障害等の児童・生徒を支援するため、専門家を派遣し、指導・助言を行うとともに、職員が学校園、保育所（園）、医療機関等を巡回し、就学相談を実施しました。

小・中学校の支援教育の中心となる支援教育コーディネーターの活動時間を確保するため非常勤講師を加配し、また肢体不自由児介助員、学校看護師を配置し、肢体不自由学級に在籍する児童・生徒や、医療的ケア児の介助等の支援を行いました。さらに、発達に課題のある児童・生徒の学習の補助や学校生活における介助を行うため、令和5年度から特別支援教育支援員の配置に取り組みました。

今後の支援教育の充実について検討するため、令和5年度より、学識経験者や教職員、市民で構成される支援教育充実審議会を開催し、令和7年度の答申をめざしています。

また、自校式通級指導教室を設置・拡大し、他校に移動することなく時間割の中で通級による指導を受けることができるようにするなど、児童・生徒に寄り添った支援を行いました。

【主な課題】

- ・一人ひとりの社会的自立に向けた効果的な指導・支援の充実
- ・支援を必要とする児童・生徒に対応した人員の確保や設備の充実
- ・支援教育充実審議会の答申を踏まえた今後の支援教育の在り方の検討
- ・自校式通級指導教室の増設

＜基本方策5 幼児教育の充実＞

【これまでの主な取り組み】

幼児期から児童期への円滑な接続をめざした幼保こ小連携の取り組みとして、給食体験や授業体験など幼児が小学校生活に期待や親しみを持てるような活動を実施するとともに、幼児期・児童期の育ちについての合同研修や授業視察等を通じて、保育・教育内容の相互理解を図りました。

また、保護者の就労支援の一環として、令和4年度より幼稚園給食を段階的

に導入し、令和5年度には全ての市立幼稚園において給食の提供を開始しました。

市立幼稚園において、幼児の心身の健全な発達を促すとともに、幼児教育の充実と保護者の子育て支援及び就労支援の充実を図るため、預かり保育を実施するとともに、2・3歳児の未就園児及び保護者が、安心して遊び、交流できる場として幼児教育教室を実施しました。

【主な課題】

- ・ 幼児が健やかな成長をとげられるよう、発達や特性に応じた取り組みの推進
- ・ 幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小学校との連携による幼児教育の充実
- ・ 保護者が利用しやすく、安心して子どもを預けられる環境の整備

<基本方策6 社会に開かれた学校づくりの推進>

【これまでの主な取り組み】

全市立44小学校に、保護者や地域住民等で構成する学校運営協議会を設置、コミュニティ・スクールとして位置付け、学期に1回程度、学校運営に必要な支援などについて協議しています。また、定期的に研修を実施し、各学校の実践事例を共有するとともに、コミュニティ・スクールへの理解を深め、地域全体で子どもたちの健やかな成長を支えていく学校づくりを進めています。

学校での取り組みや子どもの状況、教育委員会での取り組み等については、ホームページや学校ブログで日々情報発信しているほか、学校における事件・事故や災害時の対応について保護者や地域の方々と共有するため、「非常変災時における措置」「学校いじめ防止基本方針」「学校危機管理マニュアル」を学校ブログに掲載するなど、地域や保護者等へ学校情報を提供しました。

【主な課題】

- ・ コミュニティ・スクールでの取り組みの充実など、地域住民や保護者による学校運営参画の活性化
- ・ 学校と保護者との情報共有、連絡体制の充実
- ・ 地域や保護者等とのさらなる協力関係を基にした学校園ガバナンスの確立

<基本方策7 学びのセーフティネットの構築>

【これまでの主な取り組み】

全市立小学校で、正門の監視カメラやオートロックの活用、安全監視員等による見守りを行い、不審者の侵入等の防止に取り組みました。加えて、交通専

従員・交通指導員の配置や、関係機関と連携し通学路の合同点検を行うなど、通学路の安全対策に取り組みました。

いじめ問題対策については、学校・家庭・地域が連携して、未然防止、早期発見・早期解決をめざす観点から、問題防止啓発のため、「ストップ！いじめ」を全市立小・中学校の新入生保護者に配付するとともに、児童・生徒に貸与している1人1台端末に配信しました。学校においては、学期に1回以上、児童・生徒に対するアンケートと教育相談を実施するなど、いじめの未然防止に取り組みました。

令和5年度には、いじめ重大事態に係る事実関係について調査審議を行う「枚方市学校いじめ重大事態調査委員会」を設置したほか、教育委員会事務局に弁護士、スクールソーシャルワーカーを含む「いじめ対策係」を新設するとともに市長部局にも「枚方市いじめ相談窓口」を設置し、いじめの未然防止や早期発見・早期対応できるよう体制を強化しました。

学校での問題行動への対応については生徒指導主事を中心とした情報の共有や、必要に応じた聞き取りによる事実確認、保護者への連絡も含め、一連の動きをマニュアル化しており、より機能的な生徒指導体制の充実に努めています。

不登校児童・生徒の支援に関しては、ICTの活用や不登校支援協力員により未然防止に取り組むとともに、校内教育支援ルームや教育支援センター「ルポ」において教育相談や学習支援等を実施しているほか、令和5年度からは、民間活力活用に向けた行政と民間事業者の対話の場「枚方市公民連携プラットフォーム」*を活用し、児童・生徒の「居場所づくり」事業に取り組むなど、多様な居場所の確保、拡充に努めています。

すべての児童・生徒にとって学校が安全安心な居場所となるよう児童・生徒を主体とした「魅力的な学校づくり」と「わかりやすい授業」づくりに取り組み、児童・生徒が主体的に学びを深める「個別最適な学び」と子どもたちの対話を重視した「協働的な学び」の推進によって、不登校・いじめを生まない環境を整えていきます。また、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待、子どもの貧困など子どもを取り巻く様々な課題に対し、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置・派遣しています。

【主な課題】

- ・子どもが自ら危険を回避する能力を養う安全・防災教育の推進
- ・いじめ、不登校の未然防止、早期発見・早期解消に向けた取り組みの推進
- ・児童虐待、子どもの貧困問題等への対策の推進

- ・学校内、通学路の安全対策の推進

＜基本方策 8 学びを支える教育環境の充実＞

【これまでの主な取り組み】

老朽化する学校施設を計画的に更新するため、校舎、園舎、体育館等の維持保全、予防保全工事や長寿命化改修を実施しました。

また、学校エレベーターについては、令和5年3月策定の「学校施設のエレベーター設置等に関する方針」をもとに、エレベーターの実施設計・工事を行い、令和5年度末時点で設置校数は市立小・中学校64校中9校となりました。

「枚方市学校規模等適正化基本方針（改定版）」に基づく大規模校・過密校対策として、菅原東小学校の仮設校舎6教室を令和4年度に増築、令和5年度より供用開始しました。また、令和6年度から令和11年度までの間、樟葉小学校入学予定児童・在籍児童が樟葉北小学校へ指定校変更できる制度を新設しました。

I C T環境の整備として、校務支援システムによって、学校における児童・生徒の情報管理を一元化することで、教職員の負担を軽減したほか、学校内の情報セキュリティの向上を図りました。さらに、令和4年度には全市立中学校に採点支援システムを導入し、採点業務にかかる負担の軽減を図りました。

また、老朽化した第三学校給食共同調理場に代わる施設として、既存の小学校単独調理場6箇所を共同調理場及び親子方式共同調理場へ転換しました。さらに、香里小学校及び樟葉西小学校給食調理場について、既存の建物を活用した長寿命化工事を行うとともに、ドライシステム調理場*として整備しました。

【主な課題】

- ・「枚方市学校整備計画」に基づく学校施設の計画的な更新整備
- ・学校エレベーターの整備促進など学校施設のバリアフリー化、省エネ化
- ・学校施設におけるI C T環境整備など教育の情報化の推進
- ・人口減少などの社会情勢や、公共施設の今後の在り方を踏まえた学校規模の適正化
- ・小学校単独調理場の長寿命化工事及びドライシステム調理場整備の促進

＜基本方策 9 生涯学習の推進と図書館の充実＞

【これまでの主な取り組み】

社会教育活動を推進するため、毎年度、共通のテーマを設定し、社会教育基

礎講座、家庭教育支援事業、社会教育（人権）講座等を開催しました。また、「枚方市日本語・多文化共生教室『よみかき』」を各生涯学習市民センターで実施しました。

図書館の充実については、蔵書計画に定める収集方針を踏まえ、入門書から専門書まで蔵書のバランスを重視した資料の計画的な収集を行いました。また、令和3年度より「ひらかた電子図書館」*を導入するとともに、「スマート登録」を開始し、スマートフォンやタブレット端末等に表示されるバーコードで図書館を利用できる「スマート貸出」、「LINE連携」を開始しました。さらに、中央図書館においては、幅広い分野の図書館資料を所蔵するとともに、子どもの読書活動を推進するため、年間を通して「おはなし会」を開催したほか、親子で楽しめるイベントや、学校と連携して「中学生の調べ学習コンクール」を開催しました。

学校図書館への支援として、市立小学校への学校司書配置を拡充し、学校司書と連携しながら学校図書館運営の支援や、学校図書館システムの管理・技術的支援、授業で活用するための資料提供等を行いました。

さらに、児童・生徒の1人1台端末から、ひらかた電子図書館へのアクセスを可能としたほか、利用者数に制限なく同時にアクセスできる児童書読み放題パックの提供を開始したことにより、児童・生徒の電子書籍閲覧数が大幅に増加しました。

【主な課題】

- ・様々な世代の市民に対する多様な学習機会の提供
- ・電子書籍の普及など、読書環境の変化や市民ニーズに対応した図書館運営

<基本方策10 文化・スポーツなどの生涯を豊かにする体験活動の充実>

【これまでの主な取り組み】

歴史講座や歴史ウォークなど、市民一人ひとりが歴史、文化に親しめる啓発普及を進めました。出土した遺物や遺跡等の保存管理に努めるとともに、発掘調査現地説明会や、文化財の展示等の活用を行いました。

特別史跡百済寺跡の再整備事業については、令和5年度に歴史的建造物の築地塀の建設工事を完了しました。

中学校オーケストラ鑑賞事業や小学校アウトリーチ事業を通して、子どもたちが文化・芸術に触れる機会を創出しました。

また、子どもたちのスポーツに対する関心を高め、夢を育む事業として、子ども夢基金等を活用し、トップアスリートとのふれあい事業を開催するととも

に、枚方市スポーツ推進計画に基づき、ラグビーカーニバル等のスポーツイベントや各種競技大会を開催しました。

放課後児童対策については、子どもの個性や創造性を育む環境の整備や、子育てと仕事の両立支援の実現に向け、「児童の放課後を豊かにする基本計画」に基づき、全ての児童を対象とした放課後の安全な居場所づくりと、小学校入学以降も保護者が安心して就労できる環境の整備を進めてきました。さらに、令和5年度からは全市立小学校で、留守家庭児童会室と放課後オーブンスクエア*を一体的に運営する「総合型放課後事業」の取り組みを、民間活力を活用しながら進めています。

【主な課題】

- ・ 市民一人ひとりが豊かな文化、芸術に触れる機会の提供
- ・ 市民の健康の維持増進を図るスポーツ環境の整備や健康スポーツの推進
- ・ 学校教育と生涯学習とのさらなる連携の推進、放課後の安全な居場所づくりの充実

＜その他の取り組み：コロナ禍における対応＞

令和2年1月31日、枚方市新型コロナウイルス対策本部が設置されてから、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症とされるまでの間、コロナ禍により枚方市の教育行政は大きな影響を受けました。

学校においては、令和2年3月、感染予防を目的とする一斉臨時休校を実施し、以降、学年・学級閉鎖や分散登校、また部活動の停止や校外学習・修学旅行の中止等を余儀なくされました。

また、「学校の教育活動を実施するにあたって」「枚方市立小中学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（保健管理）」に基づき、児童・生徒は、消毒・検温・マスクの着用・食事の際は会話を控える等、様々な制約を受けながら学校生活を送ることとなりました。

休校期間や出席停止期間に提供できなかった給食については、給食費相当分を還付したほか、就学援助認定世帯へ特別給付金の給付を行うなど、家計の負担を軽減するための措置を講じました。

緊急事態宣言期間中においても学びを止めないための取り組みとして、「ハイブリッド型授業」を導入したほか、各種研修や会議等についてはビデオ会議システムを活用するなど、学びの変容がもたらされるとともに、学校教育や教育行政でのICTの活用が飛躍的に進みました。

また、各種イベントや事業についても、中止・延期や規模の縮小等制限を受

けながら実施したほか、講座の動画配信や電子書籍の貸出など非接触型のサービス提供を行い、コロナ禍が終息した現在も継続して市民にとって利便性の高いサービスとして提供しています。

これらコロナ禍における教育委員会での取り組み内容については、「教育委員会におけるこれまでの新型コロナウイルス感染症への対応措置の内容について」と題し、「教育に関する事務の点検及び評価報告書（令和4年度事業分）」の別冊としてとりまとめました。

今後、コロナ禍が与えた影響を踏まえ、オンライン化の進展などコロナ禍で得られた成果を、これからの教育活動に生かしていきます。

第3章 枚方市の教育がめざすもの

1 枚方市の教育がめざすもの

第2章で述べた教育を取り巻く現状や、これまで本市が進めてきた取り組みや課題を踏まえつつ、引き続き、次の3点を枚方市のめざすべき教育とします。

- ①知（確かな学力）、徳（豊かな人間性）、体（健康・体力）の調和のとれた「生きる力」を育み、子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばす学校教育を充実させること
- ②子どもたちが学ぶ楽しさを感じながら、安全に安心して学校での生活が送れるよう、子どもの安全対策やいじめの未然防止、貧困対策など学びのセーフティネットを構築するとともに、老朽化した学校施設の更新など教育環境を充実させること
- ③一人ひとりの市民が生きていくために必要な基礎的な知識や技術等について学べる機会の提供や、知の源泉となる図書館の充実、文化・芸術・歴史・スポーツに親しめる環境づくりなど、人とまちを支える社会教育を推進すること

これらの3点を着実に進め、枚方市のめざすべき教育の実現を図るため、平成28年度を始期とする令和9年度までの教育目標を定めます。

教育目標は、3点の枚方市のめざすべき教育に加え、今後、新しい時代を生きる上で必要な資質・能力を確実に育むこれからの教育の方向性も踏まえ、引き続き、次のとおり設定します。

学びあい、つながりあい、一人ひとりの未来をひらく

～個人と社会のウェルビーイングの実現をめざし、可能性を最大限に伸ばす～

- 知・徳・体の調和のとれた「生きる力」に必要な基礎的な学力や自ら考える力は、主体的・協働的な学習の中で培われるものです。また、グローバル化が進展するなど、これからの社会の変化に対応できる資質・能力を養う教育をめざすことを『学びあい』という言葉で示しました。
- 人と人とがつながりあう力を育むことは教育の目標であるとともに、子どもと子ども、子どもと大人、大人と大人、学校、家庭、地域など、年齢や立場を超えて協働することは、魅力あるまちづくりを行う上でも必要なものです。こうしたつながりを深めるための教育や環境づくりをめざして、『つながりあい』という言葉で示しました。
- 『学びあい』や『つながりあい』の中で育まれた人間力や他者と協働・共生する力は、一人ひとりが社会を生き抜くうえで土台となるものです。子どもから大人まであらゆる世代の人が輝き、これからの社会を生き抜き、未来への可能性を最大限に伸ばす教育を推進することを、『一人ひとりの未来をひらく』という言葉で示しました。
- これまでサブテーマに掲げてきた、「自立」、「協働」、「創造」については、国の第4期教育振興基本計画を踏まえ、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実」、「主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善」に関連付けられるものとして、その理念を発展的に継承するとともに、個人と社会のウェルビーイングの実現をめざすことを反映し、メインテーマと連動させています。

第4章 めざすべき教育を実現するために

1 基本方策

枚方市のめざすべき教育を踏まえ、教育目標を達成するための基本的な方向性となる10の基本方策を設定します。

枚方市のめざすべき教育

- ①知（確かな学力）、徳（豊かな人間性）、体（健康・体力）の調和のとれた「生きる力」を育み、子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばす学校教育を充実させます。
- ②子どもたちが学ぶ楽しさを感じながら、安全に安心して学校での生活が送れるよう学びのセーフティネットを構築するとともに、教育環境を充実させます。
- ③一人ひとりの市民が生きていくために必要な基礎的な知識や技術等について学べる機会の提供や、知の源泉となる図書館の充実、文化・芸術・歴史・スポーツに親しめる環境づくりなど、人とまちを支える社会教育を推進します。

教育目標

学びあい、つながりあい、一人ひとりの未来をひらく

～個人と社会のウェルビーイングの実現をめざし、可能性を最大限に伸ばす～

基本方策

- 基本方策1 確かな学力と自立を育む教育の充実
- 基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実
- 基本方策3 教職員の資質と指導力の向上
- 基本方策4 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実
- 基本方策5 幼児教育の充実
- 基本方策6 社会に開かれた学校づくりの推進
- 基本方策7 学びのセーフティネットの構築
- 基本方策8 学びを支える教育環境の充実
- 基本方策9 生涯学習の推進と図書館の充実
- 基本方策10 文化・スポーツなどの生涯を豊かにする体験活動の充実

2 重点的に進める取り組み

本計画は、12 年間の中長期的な方向性を明らかにするもので、前述の「10 の基本方策」に基づき、総合的かつ計画的に教育施策を推進するものですが、ここでは、教育を取り巻く現状や、令和 6 年 3 月に策定された新たな「枚方市教育大綱」の重点方針等を踏まえ、今後、おおむね 4 年間で進めるべき重点的な取り組みを示します。

5つの重点的に進める取り組み

(1) 社会を生き抜く力の育成

- ・ 1 人 1 台端末を活用した個別最適で協働的な学びの推進による「主体的・対話的で深い学び」の実現
- ・ 自ら考え対処する課題解決型学習（PBL）などの子ども主体の学習活動の推進
- ・ 市内大学や企業との連携、海外との交流など実践的な体験活動を通じたキャリア教育の推進
- ・ 高い意欲と優れた指導力の育成とともに、多様な価値観を認めることができる教員の育成

(2) 豊かな心と健全な体の育成

- ・ 多様な価値観や個性、文化への理解と全ての人の人権を尊重し、自他の生命を大切にする心の養成
- ・ 健全な身体の育成に向け、大学や地域スポーツ施設等と連携した効果的な授業実践
- ・ 健全な食生活を形成する食育や、経済的な負担を気につけない質の高い安全で安心な学校給食の提供

(3) 誰一人取り残されない教育の実現

- ・ いじめの防止、早期発見・早期解決に向けたスクールソーシャルワーカーや弁護士等の専門家の活用と、市長部局と教育委員会の連携
- ・ 不登校の児童・生徒が登校しやすい学校づくりや、学校復帰以外の選択肢を含めた支援、ICT等を活用した学習支援など個に応じた取り組みの推進
- ・ 支援が必要な児童・生徒に対する 1 人 1 台端末などの効果的な ICT 活用による支援
- ・ 一人ひとりの学力の進度に合わせた家庭学習や自学自習など ICT の活用による個別最適化された学びの実現
- ・ 児童虐待、子どもの貧困、ヤングケアラー等の様々な課題に対し、子どもの情報の適切な共有化などを通じた早期発見や早期対応の強化

(4) 豊かな学びを支える学校園づくり

- ・ I C T環境の充実やバリアフリー化、学校体育館への空調設備の導入など良好な学習環境の整備に加え、教室棟の空調設備更新や照明設備の L E D化による Z E B化*など適切な維持管理の実施
- ・ 公共施設全体の適正配置のあり方を踏まえた学校規模の適正化の検討
- ・ 学校ブログを通じた日々の情報発信や、コミュニティ・スクールの推進や社会に開かれた教育課程の実現による、地域や保護者との協力関係の構築
- ・ 共通アプリを使用した学校情報の発信や出欠連絡など、デジタル技術を活用した学校と保護者との連絡体制の充実

(5) 遊びや学びの充実

- ・ 幼保こ小の架け橋プログラムの取り組みや、就学前児童と小学生の交流体験、職員の合同研修を通じた幼児期から児童期への教育の円滑な接続の推進
- ・ I C タグシステムや電子図書館など市立図書館における電子媒体を活用した利便性の高いサービスの提供や学校図書館のさらなる充実
- ・ 社会教育と学校教育との連携による社会と関わる機会や文化・スポーツなどの体験活動の充実
- ・ 児童の総合的な放課後対策による「時間」「空間」「仲間」の3間の提供及び留守家庭児童会室の土曜日開室や、三季休業期のみの利用受付の検討

3 10の基本方策に基づく取り組み

教育目標を達成するための基本的な方向性となる 10 の基本方策に基づいて、次のとおり取り組みを進めていきます。

基本方策 1 確かな学力と自立を育む教育の充実

知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育み、将来の社会を担う人材を育成するためには、子どもの学習意欲を向上させるとともに、基礎的な学力や自ら学び考える力を伸ばしていくことが求められています。変化の激しい社会に柔軟に適応していくためにも、物事を多角的に捉え、多様な他者と協働しながら社会課題や生活課題に「新たな解」を生み出せる素養の育成が重要となります。

学校教育においては、一人ひとりの教育的ニーズを大切にし、教職員及び児童・生徒が、1人1台端末を校務及び学習に日常的に活用した個別最適で協働的な学びを進め、「主体的・対話的で深い学び^{*}」の実現に向けた授業改善を繰り返しながら、子どもたちの確かな学力と自立を育みます。

また、9年間を見通した教育課程の編成、小・中学校の円滑な接続、幼保こ小等の円滑な接続を踏まえ、シームレスな学びの推進に向け、教職員の指導力や学校力の向上を図ります。

さらに、仮想空間やデジタル技術、ネットワークの活用が一般化された超スマート社会（Society 5.0）^{*}に対応するため、プログラミング教育^{*}の推進や情報活用能力のさらなる育成の視点も踏まえながら、ICT活用による新しい学校教育の確立に向けた「枚方版ICT教育モデル」や国のGIGAスクール構想に基づき、1人1台端末等のICTを活用した協働型・双方向型の授業及び個別最適化された学びの一層の推進に取り組みます。

また、「主体的・対話的で深い学び」の視点から、「正解（知識）の暗記」、「正解主義」への偏りから脱却し、目の前の課題に向き合い自ら考え対処する課題解決型学習（PBL）などの子ども主体の学習活動を推進していきます。

市内大学と連携したイベントや海外の小学校とのオンライン交流など、より実践的な体験活動を通じて、国際化に対応した英語によるコミュニケーション能力を育成するとともに、諸外国の文化や習慣等について理解を深める国際理解教育を推進します。また、学校図書館の活用による言語能力や情報活用能力の育成、職業体験や社会見学、社会人による特別授業、企業等と連携して課題解決を考える取り組みなどにより、社会と関わる機会を多く作り、未来を切り開く資質・能力の育成を図っていきます。

さらに、感染症等の危機事象による学校の臨時休業などにも対応できるよう、オンライン授業等のICTを有効に活用した学習活動の充実を図るなど、子

もたちの「ウェルビーイング」の向上に資する新しい教育に向けた取り組みを進めます。

基本方策２ 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

近年、子どものコミュニケーション能力や社会適応能力、体力・運動能力の低下が課題となっており、子どもの豊かな人間性や社会性、健やかな体が育まれる環境づくりが求められています。

自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てます。一人ひとりの個性や価値観、多様化する人権課題を身近に感じ、考える機会をすることで、全ての人の人権を尊重し、自他の生命を大切にする心を養います。また、多様な文化を認め合い、人類普遍の理念である平和の持つ意義を学ぶとともに、国際社会に貢献する資質や態度を身に付けられる教育を進めます。

外国籍や長く外国で居住していたなどの理由で、日本と異なる言語・文化・習慣で育った子ども等に対しては、日本語習得のための機会の提供や相談支援などを進めながら、学習の中で互いの文化を学び、尊重し合うことで、多文化共生の推進に取り組みます。

小・中学校期における健全な身体の育成に向け、大学との連携による効果的な体育科の授業実践や民間活力を活用した専門スタッフによる水泳指導などにより、体力・技術力の向上に取り組むとともに、中学校部活動については、引き続き専門的なスキルを持つ外部人材の活用や、大学、地域活動団体との連携によって、子どもたちが継続してスポーツや文化芸術に触れ合うことのできる機会の確保に努めます。

また、生活習慣の未確立やアレルギー疾患の増加等、子どもの健康に関する課題が多様化していることを踏まえ、給食を通じて、望ましい食習慣や食を選ぶ力を育むとともに、食物アレルギーに配慮した安全・安心な給食の提供など、健全な食生活の形成と健やかな体が育まれる環境づくりを推進します。小学校給食については、子育て世帯のさらなる負担軽減を図るため、令和6年2学期より給食費無償化に取り組んでいます。中学校給食については、これまでの検証や課題整理を踏まえ、PFI方式*による新給食センターの整備などにより、令和10年2学期からの全員給食実施に向けた取り組みを進めます。

さらに、豊かな心と社会性を養うため、文化・芸術に親しむ機会や、自然を

生かした野外活動などの体験活動を拡充します。

基本方策３ 教職員の資質と指導力の向上

本市においては、経験豊かな多くの教職員の退職が続く中、教職員の世代交代が進んでおり、倫理観・規範意識及び子ども理解と集団づくり、授業力やマネジメント力等、教職員一人ひとりの資質と指導力の向上が求められています。

『学び続ける教職員』を育成し、枚方の子どもたちの『生きる力』をはぐくむ」ことを目標に、本市の教育課題に即した独自のカリキュラム（指導計画）で「研修履歴を活用したキャリアステージに応じて学び続ける教職員の育成」「『Hirakata 授業スタンダード』に記載されている授業計画時に大切にしたい５つのＣの視点に基づいた授業改善」「人権尊重に基づいた子ども理解と、認め合い高め合う集団づくりへの支援の充実」「課題解決型学習（Project Based Learning〔PBL〕）による授業改善」を重点項目とした教職員研修の充実を図り、教職員の資質・指導力の向上をめざします。

また、教育的愛情にあふれ、高い意欲と優れた指導力を有する教職員を育成するため、授業の達人・授業マイスターによる研究授業等により、授業改善につなげることで、子どもたちの「確かな学力」と「生きる力」を育みます。このため、教育委員会の学校支援機能を充実させるとともに、子どもと向き合う時間の確保や学校教育の水準の維持・向上に資するため、教職員が、健康でやりがいを持って生き生きと勤務できるよう、業務量を適切に管理するとともに心理的安全性*のある職場づくりを強化する等、学校の働き方改革を推進します。

さらに、「主体的・対話的で深い学び」のための授業改善や、「カリキュラム・マネジメント*」等の組織運営改善に係る教育課題に対応した研修のほか、教職員研修に関する最新の情報や資料、研究校の実践などを確認できるポータルサイト「まなV i V A！ひらかた」の活用促進などで指導力の底上げを図ります。また、情報活用指導力の育成のため、ICT活用のねらいを明確にした教職員のICT活用指導力の向上に係る研修にも取り組みます。

基本方策４ 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実

障害の有無にかかわらず、全ての子どもたちが学校・地域社会の中で積極的に交流・活動し、「ともに学び、ともに育つ」という観点から、障害への理解の促進や、ともに育つ環境づくり等を踏まえた教育を推進する必要があります。また、支援教育を進めるにあたっては、一人ひとりの自立に向けた効果的な指導・支援の充実が求められています。

障害のある子どもと障害のない子どもが交流や共同学習を通じ、ともに学び、互いを理解する教育を一層充実させるとともに、全ての学びの場における子どもたちの過ごしやすさを検討し、ユニバーサルデザインによる授業づくりに取り組みます。

障害のある子どもの教育機会の確保や自立と社会参加の推進に当たってのコミュニケーションの重要性に鑑み、ＩＣＴの活用も含め、障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた教科書、教材、支援機器等の活用を促進します。また、通級指導教室については、特別支援教育支援員の配置拡充によるサポートの充実を図るとともに、他校に移動することなく時間割の中で通級による指導を受けることが可能な自校式通級指導教室の拡充を図ります。

また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育環境の整備を進めるとともに、支援教育に関する教職員研修の充実に取り組みます。

さらに、専門的な知識・技能をもつ相談員が市内幼稚園、認定こども園を訪問して教育相談に応じる幼稚園巡回相談や、就学前の幼児を対象とした言語訓練指導など、個に応じた指導、支援を通じて就学前から各園、家庭と連携して支援教育の充実を図っていきます。

配慮を要する子どもについて、支援教育コーディネーターを中心に、教育支援ツールなどを活用して、より効果的・効率的に個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・見直しを行うとともに、引き続き、保護者、支援学校等の関係機関と連携し、支援が必要な全ての子どもについて全教職員の共通理解のもと、学校全体で一人ひとりの状況に応じた支援教育の充実に取り組みます。

また、学識経験者や教職員、市民で構成される支援教育充実審議会で議論を深め、専門的・多角的な視点をもって支援教育の充実を図っていきます。

基本方策 5 幼児教育の充実

少子化の進行、核家族化や男女共同参画社会の進展、ひとり親家庭の増加等、子どもの育ちや子育て支援へのニーズが多様化する中で、子どもの生きる力と個性を育む環境が求められています。幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を養う重要なものであり、様々な体験を通して幼児が心身ともに健やかな成長をとげられるよう、幼児一人ひとりの発達や特性に応じた取り組みを進める必要があります。

幼児教育の目的は「生涯にわたる人格形成の基礎を養う」ことであり、令和元年度から市立幼稚園で拡充した3歳児保育などに引き続き取り組みながら、「幼稚園教育要領」にある、自立心や協同性、道徳性などの「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を実現するため、幼児一人ひとりの望ましい発達を促すとともに、学級集団に応じた適切な指導を行います。また、小学校区ごとに作成する「架け橋コンパス」を活用した、幼保こ小の架け橋プログラムの取り組みや、就学前児童と小学生の交流体験、職員の合同研修などを通じて幼児期（幼稚園・保育所（園）・認定こども園等）と児童期（小学校）の教育の円滑な接続・連携を図り、学びや発達の連続性を踏まえた取り組みを推進します。

幼稚園での預かり保育については、受け入れ定員の拡大や実施時間の延長などの充実を図ってきており、今後も引き続き、保護者の心身のリフレッシュや就労支援等のニーズに対応できるよう取り組みます。

また、地域の未就園児も含めた親子での遊びの場の提供や、保護者交流の場の提供、さらには子育て相談の取り組みを推進します。

基本方策 6 社会に開かれた学校づくりの推進

近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化しており、未来を担う子どもたちを健やかに育むためには、学校、家庭及び地域がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりが必要であり、保護者や地域住民とともに学校運営を進める「社会に開かれた学校づくり」の推進が求められています。

保護者や地域住民の理解や協力を得て、各学校において特色ある教育活動を展開していくため、子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みの構築やコミュニティ・スクール等、学校運営に地域住民や保護者が参画する体制の活性化に取り組みます。また、地域人材等も積極的に活用しながら、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の実現に取り組みます。

学校園の信頼の醸成や課題解決の促進のため、全国学力・学習状況調査の結果や分析内容をはじめ、「学校いじめ防止基本方針」や校内における相談体制、各学校の教育計画を各学校ブログに掲載するなど、学校の取り組みや校内での子どもの状況等の情報を積極的に公表していきます。また、学校と保護者との連絡体制については、共通アプリを使用した学校情報の発信や児童・生徒の出欠連絡など、デジタル技術を生かした利便性の高い連絡手段の確立に取り組みます。

教育に関わる課題が多様化・複雑化する中、より地域や保護者との協力関係を築きながら、学校の組織としてのあり方の見直しや業務の改善を進めることで、「チーム学校*」としての機能を果たせるよう、学校園ガバナンスの確立に取り組みます。

基本方策 7 学びのセーフティネットの構築

近年、登下校時の交通事故や不審者等により子どもが犠牲となる事件・事故が生じており、子どもが安全で安心して学べる環境づくりが求められています。

また、インターネット等によるいじめや、学校生活や家庭環境など様々な理由による不登校等、生徒指導上の課題が深刻化する中、子どもたちが安全に安心していきいきと学校での時間を過ごせる環境づくりが必要です。

子どもが安全で安心して学べる環境づくりに向けて、オートロックや機械警備、監視カメラの設置等による学校施設内の安全確保や、地域で行われている子どもの安全を見守る活動との連携のほか、専用端末を使用した子どもの位置情報履歴確認サービス等による、通学路も含めた安全対策の強化、不審者情報等緊急情報のSNS発信など、複合的な対応により安全で安心な体制の構築に努めます。

さらに、近年の子どもが巻き込まれた事件・事故や、大規模災害の教訓を生

かし、子ども自らが危険を回避する能力を養う安全・防災教育を推進します。

必要な消耗品・備品等の配備など、新型コロナウイルス感染症等への対応を契機に見直した、状況に応じた安全対策を引き続き活用するとともに、子どもたちには、自分や周囲の大切な人を守るための実践力を育てます。

いじめは重大な人権問題であるとの認識のもと、平時より関係団体・家庭・地域が連携して、いじめを起こさない、いじめを許さない環境づくりを進めるとともに、SNS相談の実施などによるいじめの早期発見、早期解決に取り組みます。また、市長部局に設置されたいじめ相談窓口との連携を図り、相談体制の整備を推進し、相談者等に寄り添った解決をめざします。さらに、いじめを受けた、いじめに関わった児童・生徒に対しては、各学校の心の教室相談員やスクールカウンセラーにより心のケアを図ります。

児童・生徒の不登校の兆しにも留意しながら、より一層の未然防止に努めるとともに、「つながりなしをゼロに」をキーワードに、引き続き、児童・生徒の状況に合わせた居場所の拡充を図りながら、校内教育支援ルームや教育支援センター「ルポ」での学習支援、メタバース空間などを生かしたオンライン支援など、児童・生徒の社会的自立をめざした取り組みを進めます。

また、不登校やひきこもり、児童虐待、子どもの貧困、ヤングケアラー等、支援を必要とする児童・生徒に関わる様々な事象に対しては、未然防止や早期対応ができるよう、行政各分野が持つ子どもの情報の共有化を適切に進めるとともに、「子どもを守る条例」を踏まえながら、関係部署、関係機関、地域とともに総合的な取り組みを進めていきます。

基本方策 8 学びを支える教育環境の充実

少子化の進行による児童・生徒数の減少や学校施設の老朽化が進む中で、学校施設の更新や教育の情報化の推進等、より安全で充実した教育環境が求められています。また、教職員の多忙化が課題となる中で、教職員が授業や子どもたちと向き合う時間を確保するための取り組みが必要です。

学校施設のバリアフリー化については、「学校施設のエレベーター設置等に関する方針」に基づき、各校へのエレベーター整備などを進めます。また、令和6年度末に策定する「枚方市学校整備計画（第2期実施計画）」に基づき、学校施設の長寿命化の推進やトータルコストの縮減を図るため、計画的な保全

改修に取り組むとともに、施設の省エネルギー化を推進するため、教室等の空調更新に加えて、照明設備のLED化によるZEB化に取り組むなど、良好な学習環境の整備を進めます。

空調設備については、新たに学校体育館に整備した空調設備の効率的な維持管理を行うとともに、教室等の空調設備の更新等に向けて、より効果的・効率的な維持管理・更新に取り組めます。

学校規模等適正化に関しては、公共施設全体の適正配置のあり方を示す公共施設マネジメント推進計画の改訂等と整合を図りながら検討を行います。さらに、現状の学校施設の有効活用についても検討を行います。引き続き、ICTを効果的に活用したわかりやすく深まる授業や、個に応じた家庭学習の充実を実現するため、1人1台端末や周辺機器等の整備・更新に取り組めます。教育委員会と学校とが、今まで以上に一体となって学校運営を進めていくため、ICT等を活用したより効率的な情報共有や連絡体制の確立をめざします。

また、教職員が子どもと向き合い、指導に専念できる時間をより多く確保するため、ICTを活用し情報の一元管理や通知表や指導要録等の事務処理を軽減するとともに、今後もより効果的・効率的な学校運営に向けた業務の見直しや、教職員の健康保持等、勤務環境の整備に取り組めます。また、個人情報等を含むデータをサーバにより管理し、枚方市立学校情報セキュリティポリシーに基づいた運用を徹底することで、データの機密性、完全性、可用性を担保し、学校内の情報セキュリティのさらなる向上を図ります。

衛生面に配慮した安全で安心な給食を安定的に提供するため、老朽化が進む小学校給食調理場の計画的な整備に向けた検討を進めます。

基本方策9 生涯学習の推進と図書館の充実

社会が激しく変化し、複雑になる中で、生涯にわたり自らに必要な知識や能力を身に付けることが必要となっています。そうしたことを支えるためには、子育て、健康・医療・介護、職業、情報社会、安全・防災、環境問題等、様々な課題に関する学びと、その成果を生かす機会が生涯にわたって提供されることが必要です。

それぞれの分野における様々な行政部門・団体との連携を強めながら、特に基礎的な知識・技術の学習機会の提供に取り組めます。

図書館においては、令和3年に策定した「枚方市立図書館第4次グランドビジョン」に基づき、知の源泉となる図書館資料を収集・保存し、市民ニーズに応じた資料や情報を提供する基本的な役割を果たすことで、誰もが読書に親しむことができる環境を整え、市民の学びを支えます。また、いつでもどこでも図書に親しむことができる市民サービスとして開始した「電子図書館」についても、さらなる利用促進に努めます。

また、ICタグシステムの導入拡大や予約図書受取ロッカーの配置により、待たない貸出手続きや24時間いつでも借りられる環境を整え、誰もが利用しやすい快適な図書館サービスの提供を広げていきます。

読書が果たす重要な役割を踏まえ、学校図書館への支援・連携強化、学校図書館の育成・支援など、学校教育と連携を図ることにより、生涯にわたる読書習慣を養えるよう子どもの読書活動を推進します。

基本方策 10 文化・スポーツなどの生涯を豊かにする 体験活動の充実

「人生100年時代」においては、一人ひとりの市民が多様な個性・能力を開花させ、生涯学び、活躍していくためには、豊かな文化・芸術にふれ、自然との関わりを持つことが大切です。

また、市民のふるさと意識やまちへの愛着を育むには、まちの歴史文化への理解を深めることが必要です。さらに、生涯にわたって健やかな生活を過ごすことを可能にするためには、健康な運動習慣を確立することが必要です。

こうしたことから、子どもの時から様々な体験活動や、子どもたちが安全で自由に過ごすことができる空間を提供するとともに、地域等とも連携しながら、生涯にわたって人生を豊かにする多様な学習機会を提供していくことが求められています。

社会教育と学校教育の連携を強化し、子どもたちが文化・芸術や自然の中での活動等、様々な体験ができる機会を確保します。また、子どもたちの夢や将来の可能性を広げるため、地域の特色や活力を生かしながら、3季休業期などに児童の参加・体験型のプログラムを提供していきます。

生涯学習市民センターや総合文化芸術センターなどを活用し、子どもたちをはじめとする市民が文化・芸術についての関心を深め、そこに喜びや楽しみを感じられるような環境整備に努めます。

また、文化財等の適切な保存を進めるとともに、特別史跡百済寺跡等の貴重な歴史文化遺産について、多くの市民の理解と共感を得て、文化財に関する情報発信を行い、郷土愛が育まれ継承されるよう取り組みを進めます。

また、各種スポーツ・レクリエーション活動については、プロスポーツに触れる機会の提供や、スポーツ環境の整備に取り組むとともに、健康の維持増進を図るため、身近なところで誰もが取り組める健康スポーツの推進に取り組めます。

令和7年3月に策定する「児童の放課後を豊かにする行動計画」に基づき、子どもの成長に必要な要素として、自由で自主的な子どもの「時間」、安全に自由に遊べる「空間」、異年齢の集団を含む「仲間」の「3間（さんま）」を確保・充実し、遊びや豊かな体験等を通じて、家庭や学校以外の第3の児童の居場所として、全市立小学校で実施している留守家庭児童会室と放課後オープンスクエアを一体とした総合型放課後事業の取り組みを一層強化します。また、小学校入学以降も保護者が安心して就労できる環境の整備を進めるため、児童と保護者のニーズを汲み取った施策についても充実を図ります。

(1) 計画の推進方法

本計画については、第4章に掲げる「基本方策」に基づいて、毎年、市長公約等を踏まえ、具体化を図るための取り組みを決定し、その推進を図るものとします。

(2) 進行管理及び公表

第4章に掲げる「基本方策」及びその具体化を図るための取り組みの進行管理及び達成状況については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づく「点検及び評価」をあてるものとし、効果的な教育行政の推進と市民への説明責任を果たすものとします。

「基本方策」の具体化を図るための取り組みについては、毎年度、6月を経過した時点の進捗状況をまとめ、市民に公表するものとします。

また、達成状況については、当該年度終了後、教育委員会による点検及び評価を行い、議会へ報告するとともに、市民に公表するものとします。

枚方市教育振興基本計画策定の経過（平成 27～28 年度）

（１）枚方市教育振興基本計画策定審議会委員名簿

選出区分	氏名	所属団体
学識経験を有する者	会長 島 善信	大阪教育大学
	竹内 由紀子	元枚方市立小学校長
	西川 信廣	京都産業大学
	林 文子	枚方地区人権擁護委員会
	村上 明子	関西外国語大学
市民団体又は関係団体を代表する者	副会長 狩野 史男	枚方市コミュニティ連絡協議会
	農頭 麻衣子	枚方市PTA協議会

（２）審議経過

平成 27 年	8 月	枚方市教育振興基本計画策定審議会に「枚方市教育振興基本計画の策定に関する調査審議」について諮問 第 1 回枚方市教育振興基本計画策定審議会 ・枚方市教育振興基本計画の策定について
	9 月	第 2 回枚方市教育振興基本計画策定審議会 ・枚方市教育振興基本計画（骨子案）について
	10 月	第 3 回枚方市教育振興基本計画策定審議会 ・枚方市教育振興基本計画（素案）について
平成 28 年	1 月	第 4 回枚方市教育振興基本計画策定審議会 ・枚方市教育振興基本計画（案）について
	3 月	第 5 回枚方市教育振興基本計画策定審議会 ・枚方市教育振興基本計画（答申案）等について
	4 月	市民意見の募集 募集期間：4 月 1 日～4 月 20 日 意見：12 人（53 件） 第 6 回枚方市教育振興基本計画策定審議会 ・審議会の答申（案）に対する市民からのご意見募集結果について ・枚方市教育振興基本計画答申（案）の修正案について
	5 月	枚方市教育振興基本計画策定審議会から「枚方市教育振興基本計画の策定に関する調査審議」について答申

枚方市教育振興基本計画見直しの経過（令和 2 年度）

令和 2 年	7 月 ～ 8 月	枚方市教育に関する事務の点検評価員への意見聴取 和田 良彦（大阪教育大学 副学長） 浦嶋 敏之（関西外国語大学 教授） 木村 典嗣（税理士）
	8 月 ～ 9 月	パブリックコメントの実施 実施期間：8 月 28 日～9 月 16 日 意見：19 人（60 件）

枚方市教育振興基本計画見直しの経過（令和6年度）

令和6年	10月	枚方市教育に関する事務の点検評価員への意見聴取 和田 良彦（四天王寺大学 副学長） 浦嶋 敏之（関西外国語大学 教授） 木村 典嗣（税理士）
	12月	パブリックコメントの実施 実施期間：12月6日～25日 意見：4人（7件）

用語解説

■ ア行

【ウェルビーイング】(P. 3)

身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみでなく、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

【AI (エーアイ)】(P. 4)

人工知能を意味する Artificial Intelligence の略。人間が持っている、認識や推論などの能力をコンピュータでも可能にするための技術の総称。

【SDG s】(P. 3)

Sustainable Development Goals の略で、持続可能な開発目標。平成 13 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDG s) の後継として、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成されています。

■ カ行

【学習指導要領】(P. 9)

学校教育法施行規則に基づき、学校の教育課程の基準として定められているもの。小学校、中学校、高等学校別に作成され、教科等の目標や大まかな教育内容を体系的に示しています。約 10 年に 1 度を目安に見直されており、新学習指導要領は小学校では令和 2 年度、中学校では令和 3 年度より実施。

【課題解決型学習】(P. 3)

変化の激しい時代を生き抜くために、課題解決能力や想像力を通じて社会に価値を生み出す力を育てることを目的に、子どもたちが主体的に、仲間と協力しながらプロジェクトや課題解決に取り組む学習形態。

【カリキュラム・マネジメント】(P. 24)

子どもや地域の実態を踏まえて各学校が設定する学校教育目標を実現するために、学習指導要領に基づき教育課程(カリキュラム)を編成し、それを実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと。

【GIGA スクール構想】(P. 4)

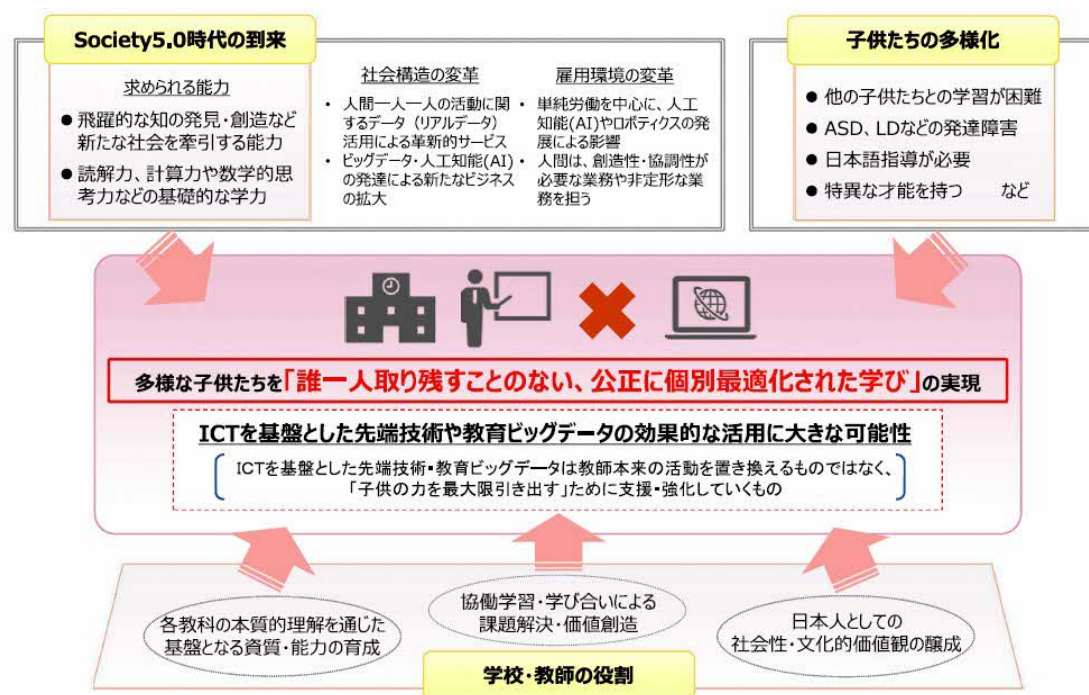
Society 5.0 時代に生きる子どもたちの未来を見据え、ICT 環境の自治体間格差をなくし、全国一律で児童生徒向けの 1 人 1 台学習用端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する構想。GIGA は、Global and Innovation Gateway for All の略。

【キャリア教育】(P. 3)

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。

【個別最適な、個別最適化された学び】(P. 3)

新時代における先端技術を活用した学びのあり方。1人1台のタブレット端末など、ICTの活用や、学習履歴、行動等のビッグデータ分析による一人ひとりに最適な学習コンテンツの提供や、個々の子どもに応じたよりきめ細やかな指導、学びにおける時間・距離などの制約を取り払うための遠隔技術の活用などを含んでいる。(イメージ図参照)



1

文部科学省「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）」
(令和元年6月)より抜粋

■ サ行

【主権者教育】(P. 3)

主権者として求められる力を育成する教育のこと。選挙権年齢及び成年年齢の引下げにより、これまで以上に求められている。

【主体的・対話的で深い学び】(P. 3)

新学習指導要領において実現が求められている授業改善の視点。「主体的な学び」とは、学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげること。「対話的な学び」とは、子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深めること。

【心理的安全性】(P. 24)

組織の中で、自分の考えや気持ちを誰に対しても安心して発言できる状態のこと。

【スクールソーシャルワーカー】(P. 5)

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待、子どもの貧困など子どもを取り巻く様々な課題に対し、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働き掛け、児童・生徒の学校生活の充実や家庭の教育力向上を支援します。教職員と連携した校内ケース会議でのファシリテーションや福祉的手法の助言、及び関係機関との連携のコーディネート等を行い、課題の解決に向けた対応を図ります。社会福祉士等の資格を有しています。

【ZEB 化】(P. 21)

Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の略称。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることをめざした建物のこと。

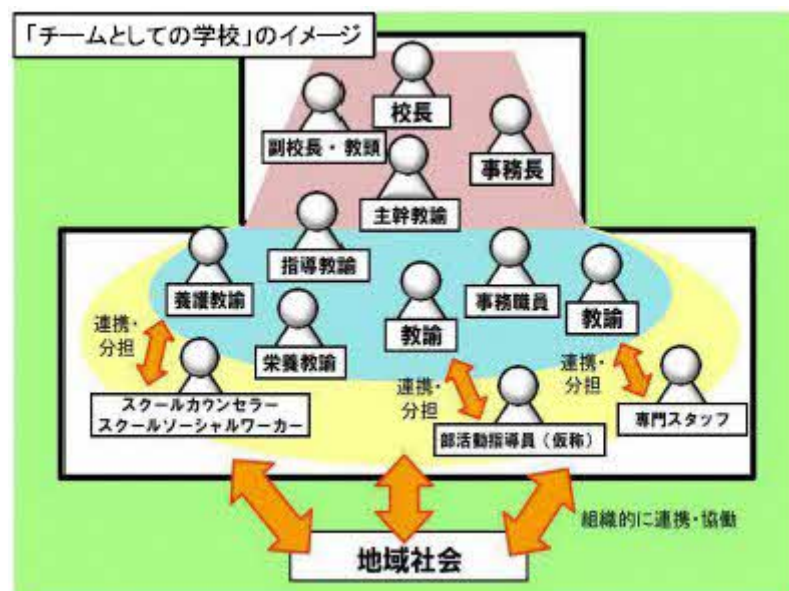
【全国学力・学習状況調査】(P. 7)

文部科学省が平成 19 年度から実施している、全国的な学力・学習状況の調査。対象は、小学校 6 年生、中学校 3 年生。義務教育の機会均等と水準の維持向上の観点から、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的にしています。

■ タ行

【チーム学校】(P. 27)

校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子どもたちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校のこと。(イメージ図参照)



中央教育審議会「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」
（平成 27 年 12 月）より抜粋

【超スマート社会】(P. 22)

国が示している、情報技術や AI（人工知能）を駆使してつくりあげる次世代

の社会像。Society 5.0 とも呼ばれている。

【ドライシステム調理場】(P. 13)

水を必要以上に流さず、流したら水分を取り除き、床を常に乾いた状態に保つことにより、食中毒の原因となる細菌の繁殖を防止し、水はねによる汚染等を防止するシステムを導入した調理場。

■ ハ行

【PFI】(P. 23)

Private Finance Initiative の略称。民間の資金と経営能力・技術力を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法。低廉かつ良質な公共サービス提供の実現を目的としている。

【ビブリオバトル】(P. 7)

お気に入りの本を持ち寄り、その本の魅力を紹介する知的書評合戦のこと。

【ひらかた電子図書館】(P. 14)

インターネットを通じて、パソコンやスマートフォン、タブレット端末等から電子書籍が読めるサービス。

【VUCA】(P. 3)

将来の予測が困難な時代の特徴である、「変動性 (Volatility)」「不確実性 (Uncertainty)」「複雑性 (Complexity)」「曖昧性 (Ambiguity)」の頭文字を取ったもの。

【プログラミング教育】(P. 22)

物事を順序立てて論理的に考える力や、プログラミングに関する技術及び知識を学ぶための教育。

【放課後オープンスクエア】(P. 15)

自分で考えて自由に遊んだり、学んだりできる放課後の居場所として、放課後・土曜日・三季休業期に学校施設の一部を開放するもの。

■ マ行

【メタバース】(P. 4)

インターネット上に作られた仮想空間のこと。アバターと呼ばれる自分の分身を使って、仮想空間の中で交流することができる。

■ ヤ行

【ヤングケアラー】(P. 3)

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども。家庭内のデリケートな問題であることなどから、表面化しにくい

といわれている。

【幼保こ小の架け橋プログラム】(P. 21)

子どもに関わる大人が立場を超えて連携し、架け橋期（義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間）にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人ひとりの多様性に配慮した上で、すべての子どもの学びや生活の基盤を育むことをめざすもの。

枚方市教育振興基本計画

平成 28 年 6 月

令和 2 年 9 月（見直し）

令和 7 年 1 月（見直し）

発 行 : 枚方市教育委員会

担 当 : 枚方市教育委員会事務局総合教育部教育政策課

住 所 : 〒573-1159 枚方市車塚 1 丁目 1 番 1 号

連絡先 : TEL : 050-7105-8018 FAX : 072-851-1711

E - mail : kysoumu@city.hirakata.osaka.jp

U R L : <http://www.city.hirakata.osaka.jp/>